第105期　中 間 決 算 公 告

平成21年12月24日

福島県郡山市中町19番1号
株式会社　大東銀行
取締役社長　能勢　秀幸

中 間 貸 借 対 照 表

（平成21年9月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	61,048	預金	611,257
コールローン	5,000	譲渡性預金	3,080
金銭の信託	2,662	借用金	2,010
有価証券	136,485	新株予約権付社債	2,100
貸出金	430,265	その他負債	3,881
外国為替	218	未払法人税等	39
その他資産	2,321	リース債務	429
有形固定資産	14,214	その他の負債	3,412
無形固定資産	1,424	賞与引当金	146
繰延税金資産	2,839	退職給付引当金	3,124
支払承諾見返	1,313	睡眠預金払戻損失引当金	132
貸倒引当金	△ 6,076	偶発損失引当金	95
		再評価に係る繰延税金負債	1,967
		支払承諾	1,313
		負債の部合計	629,109
		（純資産の部）	
		資本金	14,706
		資本剰余金	1,257
		資本準備金	1,257
		利益剰余金	7,827
		利益準備金	172
		その他利益剰余金	7,654
		別途積立金	6,500
		繰越利益剰余金	1,154
		自己株式	△ 37
		株主資本合計	23,752
		その他有価証券評価差額金	△ 3,041
		土地再評価差額金	1,897
		評価・換算差額等合計	△ 1,144
		純資産の部合計	22,608
資産の部合計	651,718	負債及び純資産の部合計	651,718

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間損益計算書

（平成21年４月１日から
平成21年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		7,359
資金運用収益	6,054	
（うち貸出金利息）	（4,977）	
（うち有価証券利息配当金）	（1,017）	
役務取引等収益	1,071	
その他業務収益	46	
その他経常収益	187	
経常費用		6,577
資金調達費用	899	
（うち預金利息）	（862）	
役務取引等費用	502	
その他業務費用	129	
営業経費	4,519	
その他経常費用	525	
経常利益		782
特別利益		94
特別損失		1
税引前中間純利益		875
法人税、住民税及び事業税		15
法人税等調整額		219
法人税等合計		234
中間純利益		640

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

２．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間期末日においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,075百万円増加、「繰延税金資産」は208百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は867百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

３．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

４．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50年

その他　　３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

５．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,657百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

6．外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7．リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年４月１日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8．ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

中間貸借対照表に関する注記

１．関係会社の株式総額　496百万円

２．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

３．貸出金のうち、破綻先債権額は1,659百万円、延滞債権額は18,163百万円であります。

　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

４．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は291百万円であります。

　なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

５．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,079百万円であります。

　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

６．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,194百万円であります。

　なお、上記３.から６.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

７．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間期末残高の総額は、8,290百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

８．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,094百万円であります。

９．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,971百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	5百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,405百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,101百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち、敷金は108百万円、保証金は44百万円であります。

10．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,637百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が27,237百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法（昭和44年法律第49号）第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用土地について地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間期末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 5,432百万円

12．有形固定資産の減価償却累計額　12,047百万円

13．借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

14．新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

15．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,626百万円であります。

16．１株当たりの純資産額　179円30銭

17．国内基準による単体自己資本比率　8.86％

中間損益計算書に関する注記

１．「その他経常費用」には、貸出金償却51百万円、貸倒引当金繰入額347百万円及び株式等償却46百万円を含んでおります。

２．１株当たり中間純利益金額　5円08銭

３．潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　4円52銭

有価証券に関する注記

中間貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

１．満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成21年９月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額（百万円）	時　価 （百万円）	差　額 （百万円）
国　債	4,999	5,220	220
社　債	5,588	5,751	163
その他	2,500	2,409	△　90
合　計	13,088	13,381	293

（注）時価は、当中間期末における市場価格等に基づいております。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成21年９月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株　式	11,250	8,814	△　2,436
債　券	86,340	87,920	1,580
国　債	33,470	34,239	769
地方債	1,724	1,760	36
社　債	51,146	51,921	775
その他	25,039	23,643	△　1,395
合　計	122,630	120,378	△　2,251

（注）１．中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基

づく時価により計上したものであります。

２．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額は、46 百万円（うち株式 46 百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について中間期末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、下落率が 30%以上 50%未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

（追加情報）

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間期末においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は 1,075 百万円増加、「繰延税金資産」は 208 百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は 867 百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成21年９月30日現在）

	金　額(百万円)
子会社・子法人等株式	496
その他有価証券	
非上場株式	638
非上場社債	1,626
出資証券	257

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）　（平成21年９月30日現在）

	取得原価 （百万円）	中間貸借対照表 計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
その他の金銭の信託	2,662	2,662	－

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,236百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,240
減価償却費損金算入限度超過額	145
有価証券償却	188
税務上の繰越欠損金	4,654
その他	2,544
繰延税金資産小計	13,010
評価性引当額	△9,384
繰延税金資産合計	3,626
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△787
繰延税金負債合計	△787
繰延税金資産の純額	2,839百万円

中間連結貸借対照表

（平成21年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	61,079	預金	610,770
コールローン及び買入手形	5,000	譲渡性預金	3,080
金銭の信託	2,662	借用金	2,010
有価証券	136,181	新株予約権付社債	2,100
貸出金	429,749	その他負債	4,759
外国為替	218	賞与引当金	150
ﾘｰｽ債権及びﾘｰｽ投資資産	1,442	退職給付引当金	3,131
その他資産	3,662	利息返還損失引当金	48
有形固定資産	14,457	睡眠預金払戻損失引当金	132
無形固定資産	1,474	偶発損失引当金	95
繰延税金資産	3,010	繰延税金負債	42
支払承諾見返	9,633	再評価に係る繰延税金負債	1,967
貸倒引当金	△ 7,321	支払承諾	9,633
		負債の部合計	637,922
		（純資産の部）	
		資本金	14,706
		資本剰余金	1,257
		利益剰余金	8,285
		自己株式	△ 211
		株主資本合計	24,036
		その他有価証券評価差額金	△ 2,973
		土地再評価差額金	1,897
		評価・換算差額等合計	△ 1,076
		少数株主持分	367
		純資産の部合計	23,328
資産の部合計	661,250	負債及び純資産の部合計	661,250

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結損益計算書

（平成21年４月１日から
平成21年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		8,024
資金運用収益	6,137	
（うち貸出金利息）	（ 5,062 ）	
（うち有価証券利息配当金）	（ 1,016 ）	
役務取引等収益	1,182	
その他業務収益	513	
その他経常収益	190	
経常費用		7,161
資金調達費用	897	
（うち預金利息）	（ 861 ）	
役務取引等費用	445	
その他業務費用	565	
営業経費	4,687	
その他経常費用	564	
経常利益		863
特別利益		94
償却債権取立益	94	
特別損失		1
固定資産処分損	1	
税金等調整前中間純利益		956
法人税、住民税及び事業税		28
法人税等調整額		235
法人税等合計		264
少数株主利益		8
中間純利益		682

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　２社

株式会社大東クレジットサービス

株式会社大東リース

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

２．　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社、子法人等及び関連法人等

該当ありません。

３．連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。

４．会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

（追加情報）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末日においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,075百万円増加、「繰延税金資産」は208百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は867百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は、主として定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50年

その他　　３年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。

なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 15,657 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会に対する責任共有制度負担金の支払いに備えるため、過去の実績に基づき、将来の支払見込額を計上しております。

(11) 外貨建資産・負債の換算基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

（借手）

該当ございません。

（貸手）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

リース取引開始日が会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 16 号平成 19 年 3 月 30 日）第 81 項に基づき、会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

また、当該リース投資資産に関して、会計基準適用後の残存期間における利息相当額の総額をリース期間内の各期に定額で配分する方法によっております。

なお、同適用指針第 80 項を適用した場合と比べ、税金等調整前中間純利益は 4 百万円増加しております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

（イ）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

（ロ）為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14)消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記

（連結の範囲に関する適用方針）

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号平成20年５月13日）が平成20年10月１日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる中間連結財務諸表に与える影響はありません。

中間連結貸借対照表に関する注記

１．金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

２．貸出金のうち、破綻先債権額は1,730百万円、延滞債権額は18,963百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

３．貸出金のうち、３ヵ月以上延滞債権額は291百万円であります。

なお、３ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

４．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,129百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

５．破綻先債権額、延滞債権額、３ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,114百万円であります。

なお、上記２.から５.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

６．貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は、8,290百万円であります。なお、当行は貸出債権の劣後受益権を6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

７．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、2,094百万円であります。

８．担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,971百万円
その他資産	5百万円
現金預け金	5百万円

担保資産に対応する債務

預金	2,405百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券13,101百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金は108百万円、保証金は44百万円であります。

９．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、38,600百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が38,200百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10．土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第１号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第６条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第３号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額5,432百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額 12,309 百万円
12. 借用金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
13. 新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。
14.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額は1,626百万円であります。
15. １株当たりの純資産額 183 円 00 銭
16. 国内基準による連結自己資本比率　9.04％

中間連結損益計算書に関する注記

１.「その他経常費用」には、貸出金償却57百万円、貸倒引当金繰入額339百万円及び株式等償却46百万円を含んでおります。
２. １株当たり中間純利益金額　5 円 44 銭
３. 潜在株式調整後１株当たり中間純利益金額　4 円 84 銭

有価証券関係に関する注記

中間連結貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。

１. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成 21 年９月 30 日現在）

	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
国　債	4,999	5,220	220
社　債	5,588	5,751	163
その他	2,500	2,409	△90
合　計	13,088	13,381	293

（注）時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

２．その他有価証券で時価のあるもの（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 （百万円）	中間連結貸借対照 表計上額（百万円）	評価差額 （百万円）
株　式	11,284	9,005	△2,278
債　券	86,340	87,920	1,580
国　債	33,470	34,239	769
地方債	1,724	1,760	36
社　債	51,146	51,921	775
その他	25,039	23,643	△1,395
合　計	122,663	120,569	△2,094

（注）１．中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

２．その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、46百万円（うち株式46百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について中間連結会計期間末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、また、下落率が30％以上50％未満の銘柄については、発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

（追加情報）

（その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更）

売手と買手の希望する価格差が著しく大きい変動利付国債については、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末日においては、経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額により計上しております。なお、市場価格を時価として算定した場合と比べ、「有価証券」は1,075百万円増加、「繰延税金資産」は208百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は867百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを同利回りに基づく割引率を用いて算出した現在価値に基づき算定しております。なお、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。

３．時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成 21 年 9 月 30 日現在）

内　容	金　額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	639
非上場社債	1,626
出資証券	257

金銭の信託に関する注記

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成 21 年 9 月 30 日現在）

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	2,662	2,662	―